

第14回 玉村町農業委員会 議事録 (部会)

事務局長 : ただ今から、第14回玉村町農業委員会の農振部会を開会いたします。
本日は会長が欠席ですので、山口副会長より挨拶をお願いいたします。

副会長 : 会長不在のため、代理で務めさせていただく。ご協力をお願いしたい。

事務局長 : ありがとうございました。それでは、農振部会長に進行をお願いいたします。

部会長 : それでは皆様、慎重なご審議をお願いいたします。
早速ですが議題に入りたいと思います。
議案各号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1 令和6年7月22日受付

この申請は使用貸借による一般住宅用地への農地転用です。

<議案第1号について説明>

事務局 : 次に、議案第2号について説明いたします。
令和6年7月22日付で農地法関係許可取消願がありました。

<議案第2号について説明>

本件については当農業委員会の意見を付け、県に提出することとなりますが、
該当地は許可後に一度転用した可能性があることから、農業委員会としては現
地を確認し、転用を行っておらず間違いなく現況が農地となっているかを判断
したうえで県に上申する意見を決定したいと思います。

本日は松浦農業委員会会長は欠席ですが、会長より「農業委員会の責任・使命と
して、現況が農地であるか否かを確実に判断し、疑義のない適切な意見を採決
していただきたい」との伝言があります。本件については、この後現地を確認
し、本会議で部会としての意見を報告していただきたい。

部会長 : 現地確認に行く前に何か質問はありますか。
それでは、現地確認をお願いいたします。

<現地確認に出発>

(現地確認後)

部会長 : 現地確認お疲れさまでした。

それでは、議案第1号 番号1についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

次に、議案第2号について、許可取消願に付する意見について、ご意見をお願いいたします。

8番委員 現地を確認した限りでは、盛り土をした形跡もみられ、土質も農地のものとは思えない印象だった。

9番委員 転用に着手したかは不明だ。鍬で耕すくらいはできそうだが、大きい石が混じっているためトラクターでロータリーをかけるのは難しいのではないかと。

事務局 県にも事前に確認したが、着眼点は、①既に転用に着手しているか②現況が農地となっているか の2点である。①については、転用が行われていたら手続き上取消はもうできない。②については、現況が農地となっていなければ取消は認められない。この点に関しては、農業を実際に行っている各委員の主観で判断するしかないので、自分がロータリーをかけられるか・野菜を作れるかという観点で見てもらえばよいと思う。この2点について議論いただきたい。

部会長 自分で耕作できるかと言われたら難しい状況であると思う。しかし、経緯が不明で転用が完了しているとまでは判断できない。よって、部会としては「保留」とし、きちんと農地として使えることが確認できれば取り消しを認めてよいのではないかと。申請者に確認するにあたっては、①申請者は埼玉県さいたま市在住なのでどうやって耕作するのか不明である。誰が何をどうやって作るかの栽培計画書の提出を求める ②土壌が悪く、一般的にはとても耕作できるとは認められないため、土壌改良し客観的に見て耕作できる状況を整える ③実際に作物を植えて農地として使用している状態にする の3点を伝え、次回の農業委員会までにこれをクリアできれば、農業委員会として農地に戻すことを認めるという方針にしたいかがいかがか。

各委員 それでよい。

部会長 それでは、議案第2号については、現地確認をした部会の結論として、「現状では農地と認めるには足りない【保留】とし、申請者に追加条件を伝えて来月の部会までに確認を行う」と本会議で報告いたします。

部会長 :ご審議ありがとうございました。それでは、以上のことを委員会で報告させていただきます。これで部会を終了いたします。

玉村町農業委員会 議事録 (本会議)

事務局 : ただ今から、第14回玉村町農業委員会を開会いたします。
それでは、本日は会長が欠席のため、副会長より挨拶をお願いいたします。

副会長 : 連日の猛暑と降雨不足により、野菜の収穫量も減っていると聞いている。本日は会長が不在のため、代理で議事の進行をさせていただきます。

事務局 : ありがとうございました。それでは、副会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議長 : 本日の出席委員は10名ですので、総会は設立しております。
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、今回は 12番 深町 委員 3番 横堀 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局の関口主査を指名します。

議長 : それでは、議事に入ります。
議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1 令和6年7月22日受付
この申請は使用貸借による一般住宅用地への農地転用です。
※該当ページは2ページ5ページ

<議案第1号について説明>

議長 : それでは、番号1について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号1について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号1は原案のとおり許可相当と決定いたします。

議長：次に、議案第2号「農地法関係許可取消願」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：次に、議案第2号について説明いたします。
令和6年7月22日付で農地法関係許可取消願がありました。

<議案第2号について説明>

本件については当農業委員会の意見を付け、県に提出することとなりますが、該当地が、許可後転用しておらず間違いなく現況が農地の状態であるかを判断し、取消を認めてよいかどうかの農業委員会の意見を決定して県に報告します。

本日、部会で現地確認もしておりますが、今日現在の現地の写真もありますので参考にしていただきたくお配りいたしますので、ご判断をお願いいたします。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

5番委員 権利設定は5条で使用貸借となっており、設定人は亡くなっている。現在の状況はどうなっているのか。

事務局 被設定人と設定人は親子で、所有権は相続によって移転している。なので、現在は被設定人＝設定人＝所有者となっていて、農地に戻すための取消しの効果となる。一般的には、5条許可を取り消すと所有権移転ももとに戻るが、今回は特殊なケースである。

10番委員 どう見ても農地には見えない。

13番委員 農地に見えないこともないが、この石では耕作は難しいのでは。

部会長 部会でも農地にはちょっと見えない、自分で耕作はしたくないという結論になった。転用許可を取り消すというのなら、最低限客観的にみて耕作ができる状態になっていなければ農業委員会としてはOKの意見は出せない。よって、①耕作者を明らかにし栽培計画を提出する②表土を改良し耕起して、一般的に農業者が耕作をできる状態にする③実際に作物を栽培する、という条件をクリアするなら取り消しを認める意見とできる、との結論になった。

10番委員 これは農地ではなく造成地だ。現状での取消願は論外であって、最低限、塚

越部会長の条件はクリアしてもらわなければ認められない。

事務局 既に造成を行い転用をしている・農地ではないということなら「却下」、現状で農地だと認められるなら「承認」、先の条件について確認を行い次回以降で判断したいということなら「保留」という3択で決めたらどうか。

議長 : それでは、議案第2号について決をとります。
「却下」「保留」「承認」の3択でお決めください。

＜採決により、却下…3名

保留…6名

承認…0名 >

それでは、農業委員会としては「保留」とし、申請者に確認を行い、次回以降に意見の決定を行います。

13番委員 申請者はさいたま市在住ということであるが、年齢はいくつか。農地にしてしっかり管理・耕作できるのか。

12番委員 知人である。71歳だ。

事務局 農業委員会あくまで「意見」を付けるだけであり、許可権者は県である。なので、意見と違った決定になる可能性もある。県も書類審査のみならず現地確認もするであろうし、事前相談した時点で現況写真を送ってほしいとのことだったので、本日撮影した写真を送ってある。

7番委員 申請地は私の自宅の隣。私に買ってほしいという話もある。不動産業者に、「安かったら検討する」という話はしたが、それ以上の話は現時点ではしていない。今は畑はどこも耕作放棄状態で、誰かが管理しなければ仕方ない。法令は守らなければいけないが、法令だけの話ではなく、身近な人がやらなければ問題が起こってくる。そういう事情もある。

事務局 国の道路用地は接続しているが、開発の接道要件は満たさないなので、国有地の払下げを受けなければ現状では家は建てられない立地状況である。

13番委員 これだけ土をいれるとよくない。

7番委員 これは30年前に入れたもので、今回は入れていない。30年前から何も言わない役場も悪い。

事務局 当時許可をとった後に転用を行っているのであればそれ自体は問題ない。しかし新井委員が言うように、30年前に許可をとった後に既に転用を行っているとしたら、今回の取消願はそもそも受理できないことになる。農地としての使用のために今回入れたのであれば差し支えない。

10番委員 そうすると今回の取消願はだめだということになるのでは。

事務局 今回、農地の使用のために入れたものであれば問題はない。事務局の主観だが、最近入れたように見えたので、転用が行われておらず農地としての使用がされることが確実なら取消しを認めてもよいと考えている。そのあたりの判断を農業委員が行ってほしい。

7番委員 私は土地を買ってくれと言われただけで、自分の土地じゃないから詳しいことはよくわからない。しかしここは草が繁茂していて、さいたま市からわざわざ来て管理するのも難しいから、どうにもならない。

事務局 わざわざ許可を取り消して農地に戻さなくても、耕作する予定がなければ雑種地か宅地として活用する選択肢もある。これを目先の土地課税の減額のためだけに農地に戻したとしても、農地として使われず耕作放棄地となる懸念がある。

7番委員 耕作放棄地になると近所も迷惑する。畑で使うのに石があってもなんとかなる。

事務局 新井委員がこの後買って耕作するのか。

7番委員 まだ決めていないが、値段が折り合えば買う。買ったなら耕作する。

事務局 農業委員会としては「保留」という結論になったので、申請者に今日の結論を伝えたくて、1か月後の総会にて農地部会が現地確認してから協議し意見を決定することでよろしいのでは。

議長 それでよろしいですか。

(異議なし)

それでは保留とし来月の総会で再度協議します。
以上で議案第2号を終了いたします。

議長 : 続きまして議案第3号「玉村町農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 議案第3号 玉村町農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について説明

いたします。これは、町で受付した農業振興地域整備計画において農用地区域からの除外申請を受付したものです。

農業委員会には、今回町が受付した案件について、農業への影響について意見を求められております。

＜議案資料に基づき、事務局が計画の変更について説明＞

議長：それでは、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（異議なし）

議長：それでは、今回の玉村町農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会では意見なしといたします。

議長：続いて、報告事項に入ります。報告事項について事務局より説明をお願いします。

事務局：報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出書の受理状況について報告いたします。別紙のとおり4件受理しております。

報告事項2 農地法第5条第1項第6項の規定による市街化区域の届出書の受理状況について報告いたします。別紙のとおり2件受理しております。

以上で報告事項を終わります。

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

（挙手なし）

無いようですので、報告事項については、終了とします。

議長：続いて、次第6 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局：○農用地利用集積計画（7月1日公告）に基づく利用権設定通知の再送付について町担当者が入力したデータに誤りがあり、間違った内容の通知を発送してしまった。数日後にお詫びと訂正した通知を再送付している。対象者は地権者が50名、耕作者が17名（法人）。重要な変更があった3法人には直接連絡して説明とお詫びを行った。

○令和6年度農業委員会研修会について

場所：メガネのイタガキ文化ホール伊勢崎 大ホール

日時：8月28日（水）13：00～15：30

集合：玉村町役場 12時集合出発（現地集合・解散も可）

資料：2024 農業委員会業務必携

○農業者との意見交換会について

9月20日の午後に農業者との意見交換会を予定している。ご参加願いたい。

○委員報酬の振込について

5月分（6月下旬支払予定）を振込するのを忘れてしまい、6月分と合わせて7月22日に2か月分振り込みました。ご迷惑おかけして申し訳ない。

○芝根圃場の管理について

・収穫後の圃場の草が伸びていたため、先日ハンマーカッターをかけた。9月の総会で来年度に向けての栽培の計画を協議したい。

議長：以上で、本日の議題は全て終了いたしました。
進行を事務局にお返しいたします。

事務局長：これにて今月の農業委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の内容を記載し相違ない事を証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名人

議事録署名人